

第 5 1 号議案

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
足立区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 2
9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の見出しを「(保証人及び利率)」に改め、同条中「災害援護
資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立て
ない場合は」を加え、「3 パーセント」を「1 パーセント」に改め、同条
を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てること
ができる。

第 1 4 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債
務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含す
るものとする。

第 1 5 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」
に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1 条」
に改める。

付則第 2 項中「及び第 1 4 条」を削り、「第 1 3 条第 2 項中」を「同項
中」に改め、「、第 1 4 条中「年 3 パーセント」とあるのは「年 1 . 5 パ
ーセント（保証人を立てる場合にあつては無利子）」と」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区災害弔慰金の支

給等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第14条、第15条及び付則第2項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、利率を改定するとともに規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。